

ETV ロゴマーク改定についての検討（案）

1. 検討の背景

環境技術実証事業（以下 ETV）の平成 20 年度実証運営協議会（平成 20 年 12 月 16 日）において、現行の ETV ロゴマークに関して以下の指摘が挙げられている。

- ① 現行のロゴマークに記載されている情報だけでは、ETV の詳細内容を知らない者にとって、当該技術の第三者による実証結果がウェブサイトに掲載されていることが分からない。
- ② ロゴマーク自体は第三者による実証結果が整備・開示されている事を示すものであり、申請者自身の環境技術の環境保全効果等をアピールすることができず、実証技術導入インセンティブや事業参加メリットの向上に至っていない。

これを踏まえ、平成 20 年度第 2 回環境技術実証事業検討会（平成 21 年 3 月 10 日）において、ロゴマーク改定に関する基本的な方向性及びデザイン案が示された（下図）。



図 平成 21 年 3 月検討会におけるデザイン案
（左：実証ロゴマーク、右：取組ロゴマーク）

本検討では、上記の基本的方向性をもとに、各分野の拡大WG等において把握された各主体の意見を的確に吸い上げ、ロゴ改定案を検討する。

2. 検討手順

本検討では、ロゴマーク改定案の妥当性確保のため、以下の手順を踏むこととした。

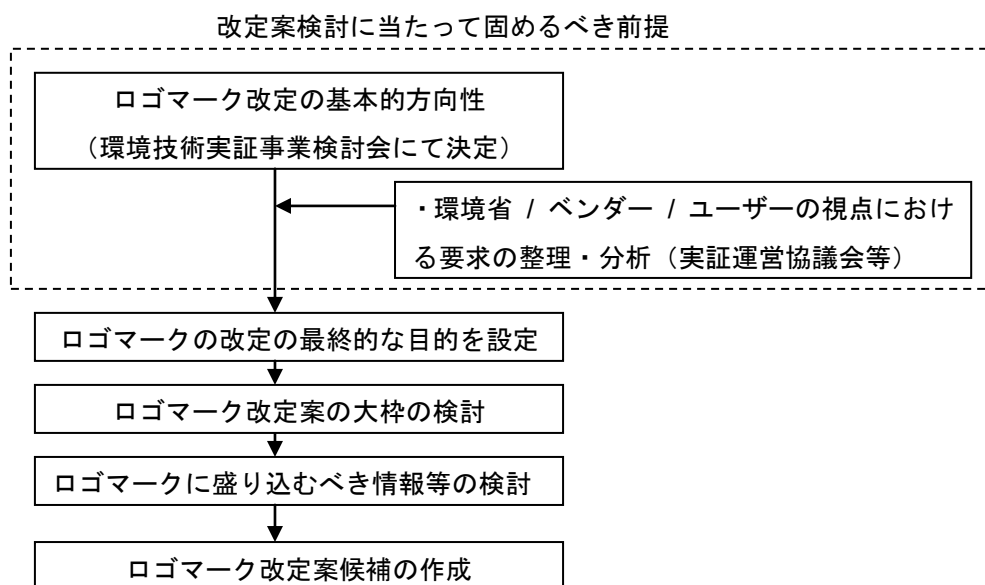


図 ロゴマーク改定の検討手順

3. 改定案検討に当たって固めるべき前提

3.1. 実証ロゴマーク改定の基本的方向性

「1. ①、②」より、実証ロゴマーク改定の基本的方向性として、以下の2点を設定すべきと言える。

- ロゴマークの意味を明確にユーザーに伝え、ウェブサイトに掲載されている実証結果へと誘導すること。
- 分野別オプション欄を設けることで、各分野独自の情報発信を可能とすること。

3.2. 要求内容の整理

各視点に立った要求事項として、以下の項目が挙げられる。

(1) 環境省の視点における要求事項

- ロゴマークの情報を簡潔に伝えること。
- 第三者実証試験であることを伝えること。
- 「環境技術実証事業」に関するロゴであることを伝えること。
- 実証結果データに対するアクセシビリティを高めること。
- 各技術分野独自に設けた実証スキームに対応できるロゴ構成とすること。
- 各分野特有のユーザー層に対応できるロゴ構成とすること。

(2) ベンダーの視点における要求事項

- ロゴマークの情報を簡潔に伝えること。
- ユーザーに対する訴求力につながること。
- 実証された製品の差別化につながること。
- 環境省の下で第三者実証が行われたことが端的にユーザーに伝わること。

(3) ユーザーの視点における要求事項

- 製品の実証性能に対するアクセシビリティが確保されていること。
- 実証結果が明確で、製品購入の際の参考情報となること。

なお、平成21年度実証運営協議会（平成21年12月22日）において示された意見から、以下の論点が導かれた。

■ ロゴマークに盛り込むべき実証情報に関して

- 各分野関係者の中では、ロゴマークを介して実証内容を正確に伝達すべきとの意識があるものの、ベンダーは、それによるユーザーへのPR効果を期待しているわけではないと考えられる。
- 本事業の普及拡大を検討する上では、ロゴマークの表示内容以外のアプローチも同時に検討する必要があると言える。

■ ロゴマークのアイキャッチ機能に関して

- ロゴマークの統一感や明快さを高めるべきとの意見があるものの、一方で、「ETV」や「第三者実証」等の言葉が一般に認知されていない段階でのアイキャッチ機能向上の効果は小さいとの考え方も少なからずある。
- 現状では、ロゴマークのアイキャッチ機能を損なわないよう留意しつつ、多様な場面において「環境省／第三者による実証事業」の認知を進めることに力点を置く必要があると言える。

■ その他

- 各分野の状況に応じて、表記内容を調整できる仕組みが必要との意見が多く見られた。
- ロゴマークの使用方法に関して、ユーザーの視点に立った検討が必要との意見が多く見られた。

3.3. ロゴマークの改定の最終的な目的（案）

3.1 及び 3.2 を踏まえると、ロゴマークを改定することによって達成すべき最終的な目的（案）は、以下のように設定することができる。

- ロゴマークを通じて、「ETV」や「第三者実証」、「環境技術実証事業」といった言葉及びその意味・意義の認知度を高めること。
- ユーザーに正確且つ簡潔な情報を与えることで、製品の信頼性を高めること及びロゴマーク自体の信頼性を高めること。
- ユーザーに対象製品の性能に対する理解を促すことで、購入時の有効な判断材料となること。

4. ロゴマーク改定案の検討

4.1. ロゴマークの必須表示部分（案）

これらの検討結果から、平成 21 年 3 月の検討会でのデザイン案の一部を変更し、ロゴマーク改定案において最低限表示しなければならない部分（以下、「必須表示部分」と呼ぶ）を下の通り提案する。（実証ロゴ及び取組ロゴとも共通とする）



平成 21 年 3 月の検討会でのデザイン案との相違点は以下の通りである。

相違点	理由
フレームを外している	フレームを設けてフレーム内のデザインを固定することにより、ロゴデザインの自由が奪われるため
キャッチフレーズをはずしている	ロゴマークから ETV の意味を読み取る手助けにならない。
ベンダーがロゴの構成要素を自由にできる部分を残している	ロゴマークに、ユーザー層に合わせた適切な量の情報を載せるため
文字数を減らし、「第三者実証」「環境省による事業」ということを伝える点に集中した	ロゴ中の文字が多いほど、認識に時間がかかり、誤認の可能性が増すため
「ETV」、「環境省」の 2 つのロゴを併記している	視認性が向上し、逆にデメリットが少ないため

4.2. ロゴマークの大枠の検討

- 必須表示部分に加えてロゴマークが優先して伝えるべき内容及びその情報量は、各分野のユーザー層の性質によって異なり、下表のように整理できる。このことから、ロゴマーク改定案では、情報量がユーザー層別に調整できる仕組みが必要と言える。
- これを踏まえると、ロゴマークは、必須表示部分と、各分野で合意の上で規定可能な分野別部分とに切り分けられた構造とすることが望ましい。

ユーザー層	ロゴマークが優先して伝えるべき情報	技術分野の例
1. 一般企業、一般ユーザー、地方公共団体等	・環境省が品質を実証している事実 ・第三者による実証が行われた事実	建築外皮／グリーン IT／ヒートポンプ／閉鎖性海域／湖沼／山岳トイレ
2. 対象技術分野の関連企業等	上記に加え、性能に関する情報が必要	VOC 処理／有機性排水／VOC 測定／グリーン IT

4.3. ロゴマークに盛り込むべき情報

- 3.において整理されたとおり、ロゴ自体に乗せるべき情報項目の候補として、以下の7点が挙げられる。

- ① ロゴ自体（必須）
 - ② ETV の URL
 - ③ 「環境省」の表示
 - ④ 「第三者実証試験」、「第三者による実証結果が公開されている」等の表示
 - ⑤ 実証番号
 - ⑥ 実証試験結果等
 - ⑦ 任意実証などの特記事項

- 4. 2において示した各領域における掲載要素のプライオリティを並べると、下表のように整理できる。
- 一方で、「⑥実証試験結果等、⑦任意実証などの特記事項」は、プライオリティの観点で定義できない。分野によっては、当該表記がなければ有効な実証スキームを構築できない場合が考えられるためである。

ユーザー層別必要表示内容

	① ロゴ 自体	② URL	③ 「環境省」 表示	④ 「第三者実証試験」 表示	⑤ 実証 番号	⑥ 実証試験結果等	⑦ 任意実証など特記 事項
1. 一般企業、一般ユーザー、地方公共団体等	●	●	●	●	△	—	—
2. 対象技術分野の関連企業等	●	●	●	●	●	—	—

(●：優先して示すべき △：優先順位は劣るが、示すことが望ましい)

- 以上のことから、ロゴマークの構成は、以下のように整理ことが適切であると考えられる。

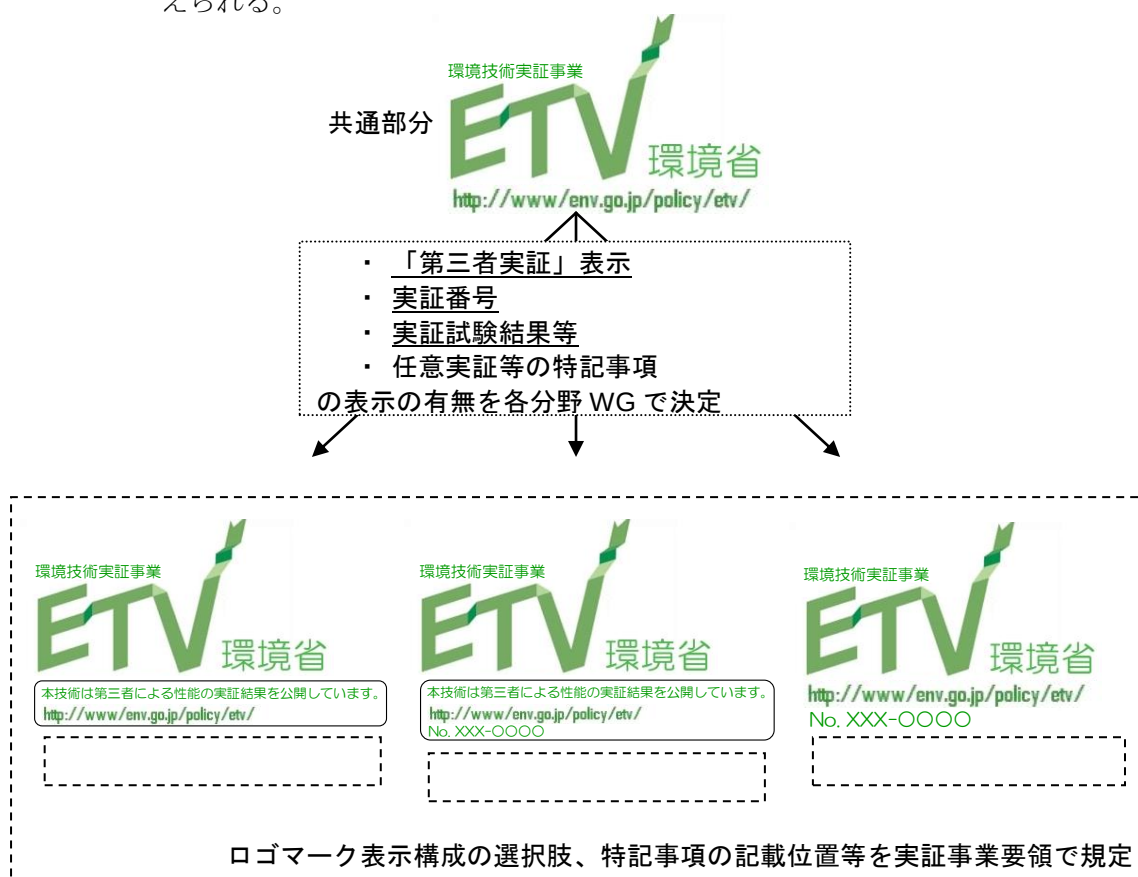


図 分野ごとのロゴマーク構成の決定イメージ

4.4. ロゴマーク（案）

以上の検討を踏まえ、ロゴマーク（案）を以下に整理した。

(1) ロゴマーク構成の候補

(i) 共通部分のみとする場合

- 「ユーザー ＝ 一般企業、一般ユーザー、地方公共団体等」であるような技術分野での適用が想定される。

（任意実証などの特記事項を含めた場合）



(ii) 共通部分に、実証番号を加えたものとする場合

- 「ユーザー ＝ 対象技術分野の関連企業等」であるような技術分野での適用が想定される。

（任意実証などの特記事項を含めた場合）



(2) 「実証試験結果等」、「任意実証などの特記事項」の表記方法

- 分野別オプションの表記をする際は、ロゴ1つ、ロゴ2つ、それぞれが考えられる。



5. 参考

(1) 米国 ETV ロゴマークに関する参考情報

改定案候補を検討する上では、海外における同種事業のロゴマークの実態を参考とすることは有効である。また、今後我が国の ETV が、ETV の国際連携に加入する際の検討事項として、他国のロゴマークの動向調査は有用である。

ここでは、米国 ETV ロゴマークの調査結果の要点を述べる。

- 米国 ETV では、ロゴの仕様、使用に対しての規定が文章化されている。規定内容の要点を以下に示す。なお、詳細に関しては「5. 参考」参照とする。

- ロゴには必ず URL を明記しなければならない（Web 上のロゴはホットリンクをつける）。



(例)

- ロゴと URL の間は 0.25 インチ以上の開きがあってはならない。
- 「EPA が会社、製品、技術、サービスに対して、承認、支持、保証をしている」というような使い方をしてはならない。この宣言を別途貼付（脚注など、ロゴの近くでなくてもよい）。
- ロゴ、URL、文字にも最低限のサイズ制約が存在。
- ETV ロゴの権利放棄事項に関して、エンドユーザーが関わる国すべての言語で表記する必要がある。
- ロゴのカラーに規定がある。使用が認められているロゴカラーの例を示す。



- ロゴの形状や構成に規定がある。
 - (例) ーロゴの変形、回転
 - ーロゴの改ざん、分解、分離、挿げ替え
 - ーロゴの書体の変更
 - ーロゴに文字、絵などを加える

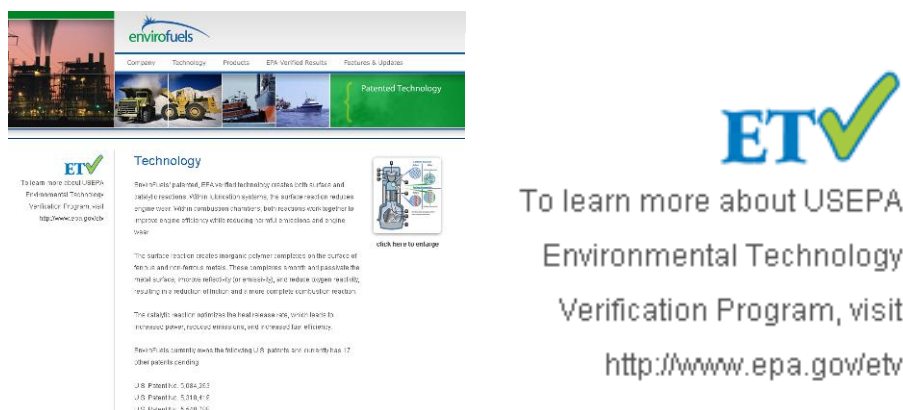
- ロゴの仕様、使用に対してのガイドラインの URL は以下の通り。

- [U.S. EPA Environmental Technology Verification Program \(ETV\) Guidelines for Proper Use of the ETV Name and Logo \(PDF\)](#)
- <http://www.epa.gov/etv/pubs/600r08029.pdf>

- ETV ロゴが掲載されているホームページの例を示す。



<http://www.jmcsoil.com/2.html>



<http://www.envirofuelsllc.com/Technology/technology.htm>



<http://www.aquapoint.com/bioclere.html>

(2) 各要求事項とユーザー層との関係（今後の推移）

- （参考）ETV の知名度上昇により、マップ上の領域 3、4 が下図のように推移すると考えられ、今後の実態次第で盛り込むべき情報や規定を再検討する必要があると考えられる。

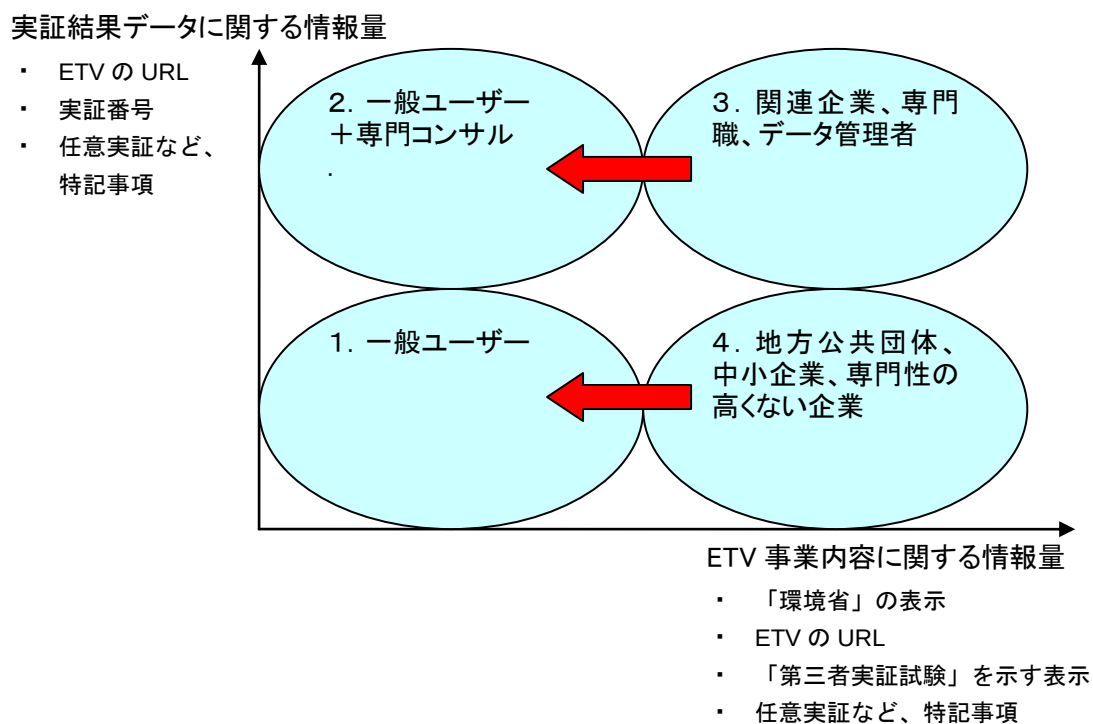


図 ユーザー層マップ（今後の推移）

以上